

1. 補助対象者

県外から県内に本社機能を移転する県外の企業
 ※本社の所在地が県外にある企業に限り、風俗営業等を営む企業を除く

2. 補助対象施設

本社機能を有する事務所
 ①調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、
 商業事業部門、サービス事業部門、その他管理業務部門の事務所
 ②研究所又は研修所

3. 補助要件、補助内容

○本社機能関連資産への補助（通常分）

対象施設	要件		補助内容	
	初期投下固定資産額	新規常用雇用者	補助率	限度額
ア：本社機能を有する事業所に係る家屋の新設工事	3,500万円以上 (中小企業： 1,000万円以上)	5人以上 (中小企業： 2人以上)	初期投下固定資産額 の10%	5億円
イ：本社機能を有する事業所に係る家屋の資産	-		創業後60か月以内 の事務所賃料の 50%	3億円 (60か月の 通算額)

※中小企業：(例) 製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業

※初期投下固定資産：土地、家屋、償却資産

※新規常用雇用者：本社機能移転に伴い県外から県内に転入する常用雇用者を2人以上（中小企業1人以上）含むこと

○東京23区内から本社機能を移転し、移転常用雇用者10人以上が岐阜県に転居する場合には、
さらに上乗せ補助

補助メニュー	補助内容			
	対象経費	補助率	期間	限度額
事業所移転費	事業所の引っ越し費用 (書類や什器等の運搬費)	50%	移転時	上乗せ 5億円
従業員転居費	移転従業員及びその同居家族の転居費用 (転居交通費、荷造運搬費等)	50%	移転時	
事業所改装費 (イの場合に限る)	事業所(賃借家屋)の改装費 (OAフロア化、テレビ会議システム導入 費、5G対応機器導入費等)	50%	移転時	
シャトルバス借上費	シャトルバス等の借上・運行委託費	50%	5年間 (60か月)	
機器リース料	各機器リース料 (机・椅子、複合機、ノートPC、電話機、 ロッカー・書庫等)	50%	5年間 (60か月)	
従業員住宅借上費	移転従業員が居住する社員寮の借上料 [要件] 5部屋以上 (既存拠点工場等の従業員向け社員寮は対象外)	50%	2年間 (24か月)	
従業員住宅取得費 (アの場合に限る)	移転従業員が居住する社員寮の取得費	10%	操業までに 取得したもの	